

## 西宮市保育所等分園整備法人選定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、保育所等の待機児童の解消を図るため、保育所等分園を整備する法人（以下「整備法人」という。）の事業計画等を審査するため、西宮市保育所等分園整備法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所管事務)

第2条 委員会は、整備法人の作成した事業計画書等を審査し、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、こども支援局長、子育て事業部長、子育て事業部参事（保育指導担当）、保育幼稚園支援課長、保育入所課長、保育幼稚園指導課長の委員6名をもって構成する。  
2 委員会に委員長を置き、委員長はこども支援局長をもって充てる。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

### (会議の招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。  
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、西宮市こども支援局子供支援総括室保育施設整備課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 付 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。